

滋賀県立総合病院研究活動の不正行為に係る調査委員会設置要項

(目的)

第1条 滋賀県立総合病院（以下「病院」という。）における医学研究に関する倫理的、社会的配慮についての調査検討を行うため、滋賀県立総合病院倫理委員会規程第6条に規定する専門部会として、滋賀県立総合病院研究活動の不正行為に係る調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、科学研究費助成事業等による研究活動の不正行為に関し調査する。
2 この要項において「不正行為」とは、捏造、改ざん、盗用その他研究活動における不正または不適切な行為をいう。

(委員の構成)

第3条 委員会は、倫理委員会委員長の指名により、次の委員をもって構成する。
(1) 研究所副所長
(2) 総務課長
(3) 医学分野以外の学識経験者（弁護士等）
(4) その他倫理委員会委員長が必要と認めた者
2 委員会の委員の半数以上は、病院以外の者とし、すべての委員は、通報者および被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
3 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2 委員会は、全委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(調査の実施)

第5条 委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者および関与の程度、論文等の各著者の当該論文等および当該研究活動における役割等について調査し、認定するものとする。
2 委員会は、調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

(調査結果の通知)

第6条 委員長は、調査終了後、調査結果報告書を作成し、速やかに総長に提出しなければならない。

(議事録の保存)

第7条 委員会は、審議経過、結論および出席委員の氏名を記録として保存するものとする。

(守秘義務等)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開)

第9条 委員会は、その組織、運営、審議経過、協議結果及び議事録等については、原則として公開する。ただし、個人のプライバシーなど法律上の支障が生じる恐れがある部分は非公開とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、研究所事務室に置く。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

付 則 この規程は、平成30年1月1日から施行する。